

解体等工事に係る石綿の事前調査について

建築物等に石綿が使用されているかどうかを事前に十分調査せず、石綿の飛散防止措置をとらなかったため、解体作業等において石綿が飛散したと推測される事例が生じているため、石綿の事前調査の徹底をお願いします。

◆調査が必要な解体等工事

- ・建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事です。
- ・この建設工事が特定工事(大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等届出が必要な工事)に該当するか否かについて調査を行わなければならないこととされています。ただし、次の建設工事について調査は不要です。

- ・平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴わないもの
- ・建築物等のうち平成18年9月1日以後に改造又は補修の工事に着手した部分を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該部分以外の部分を改造若しくは補修し、又は当該建築物等以外の建築物等(平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を除く。)を解体し、改造し、若しくは補修する作業を伴わないもの

◆調査の方法等

- ・調査の方法は次のとおりです。
 - 特定建築材料の使用の有無を分析により調査する方法
 - 目視、設計図書等を確認することにより調査する方法
 - 目視、設計図書等による調査では特定建築材料の使用の有無が明らかにならなかった場合には、特定建築材料の使用の有無を分析により調査すること
 - なお、建築物等に使用される吹付け材、断熱材等の建築材料に関しては、設計図書等のみで判断せず、現地調査を行い設計図書等との整合性の確認が重要であること
 - 分析方法については、日本工業規格(JIS) A1481-1、A1481-2 又はA1481-3 等があること
 - この調査は、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)第3条第1項及び第2項の規定に基づく事前調査と兼ねて実施しても差し支えないものであること

(参考)

「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」(2014.6 環境省。環境省HPに掲載)
49～68 ページ、158～169 ページ

「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」(2018.3 厚生労働省。厚生労働省HPに掲載)
7～51 ページ